

陸上養殖システム導入支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、陸上養殖システム導入支援事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるほか、宮城県における閉鎖循環式陸上養殖のモデルとなりうる事業者の認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

なお、陸上養殖システム導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。）及び陸上養殖システム導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 要綱及びこの要領において「閉鎖循環式陸上養殖」とは食用の水産動植物を、閉鎖循環式（飼育水をろ過システムで浄化しながら閉鎖系で循環利用する方法（半閉鎖循環式を含む））で養殖（種苗生産を含む）するものをいう。

2 この要領において事業者とは別表1のとおりとする。

（事業の内容）

第3条 本事業の内容、対象品目、認定要件及び認定件数等は、別表2のとおりとする。

（申請）

第4条 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（事業審査会の設置）

第5条 知事は、事業実施計画の認定にあたって、事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 前項の規定による審査会の設置に関しては、知事が別に定めるものとする。

（審査）

第6条 知事は、第4条の申請を受理したときは、速やかに内容を調査の上、その事業実施計画の審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については、知事が別に定める。

2 審査会は、前項の規定により依頼を受けた場合は、次に掲げる事項について審査し、その結果を知事に通知するものとする。

- （1） 事業目的、内容等の実現可能性、妥当性
- （2） 導入する機器等の妥当性
- （3） 売上及び収支計画の妥当性
- （4） 資金計画の妥当性

(5) 事業実施体制の妥当性

(6) その他、本県水産業への波及効果等

3 審査会において、申請内容に虚偽や不備が認められた場合は申請を差し戻すことができる。

(認定)

第7条 知事は、第4条の規定により申請があった場合は、第6条第2項の規定による審査結果を参考に、認定することが適当であると認められるときは事業実施計画認定書を申請者に交付し、認定することが適当でないと認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第8条 第7条の規定により知事の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、補助金の交付を申請できるものとする。

(事業の着手)

第9条 事業の着手（機器等の入札・発注を含む。）は、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとし、交付決定前に発注等を行った経費については、補助金の交付対象としない。

(事業完了後の事業実施状況の報告等)

第10条 認定事業実施主体は、事業完了翌年度から5年間、毎年度、当該年度における事業実施状況を様式第2号により、報告年度の翌年5月末日までに知事に報告するものとする。

なお、決算期間毎に実績を管理する場合にあっては、事業が完了した決算期間の翌期から5期間、期間毎の事業実施状況を決算月の3か月後末日までに知事に報告することもできる。

2 知事は、前項の規定により報告を受けた場合、必要に応じて事業実施状況報告の継続を求めるなど、事業実施主体を指導できるものとする。

3 認定事業実施主体は、事業完了後も県からの事業実施現場への視察の受け入れ等の協力を行うこととする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年5月13日から施行する。

2 この要領施行の際、現に制定されている要領によりされた手続きその他の行為は、この要領の規定によりされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

1 この要領は、令和7年4月17日から施行する。

2 この要領施行の際、現に制定されている要領によりされた手続きその他の行為は、この要領の規定によりされた手続きその他の行為とみなす。

別表 1（第 2 条第 2 項関係）

「事業者」の定義

事業者 番号	事業者	定義
1	県内に住所を有する「漁業協同組合等」	以下（１）（２）のいずれかの要件を満たす者とする。 （１）水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に定められている漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に定められている事業協同組合（ただし、水産業の振興を主たる目的とするものに限る）とする。 （２）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類に掲げる「海面漁業」、「海面養殖業」、「内水面漁業」、「内水面養殖業」に属する事業者とする。
2	1 以外の県内に住所を有する事業者	県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人とする（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）。
3	県外に住所を有する事業者	県外に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人とする（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）。

別表 2（第 3 条関係）

1 事業内容	閉鎖循環式陸上養殖に必要なシステムを構成する機器の導入費及び同システム運営費の削減につながる機器の導入費
2 事業実施主体	本県の水産業の発展に貢献し、陸上養殖経営体のモデルとなりうる事業者
3 対象機器等	（１）閉鎖循環式陸上養殖システムを構成する機器 例）飼育水槽、循環ポンプ、泡沫分離装置、生物ろ過槽・ろ材、紫外線等による殺菌装置、脱窒素装置、温度調整装置、その他関連装置 （２）閉鎖循環式陸上養殖システム運営費の削減につながる機器の導入費 例）ソーラーパネル、省エネ機器（新素材の水槽、省力ポンプなど）、省力化機器（自動給餌機、魚体測定装置など） ※（２）については、（１）と併せて導入する場合に限る。 ※ 建物及び用地の賃借及び取得の経費、養殖生産に直接要する種苗代及び餌代等の経費、人件費及び電気代等の運転経費は対象外とする。
4 認定要件	以下に掲げるすべての要件を満たした陸上養殖システム導入支援事業実施計画を策定し、審査会の審査を経て知事の認定を受けること。 （１）生産販売計画、収支・資金繰り計画及び機器の整備計画が適切なものであること。 （２）システムの導入予定の地区の関連漁業者と調和が図られていること。 （３）既存養殖業者の市場と重複しない又は重複しても、単価を著しく低下させるものではないこと。 （４）種苗（養殖）供給や原料確保等で県内の漁業者・水産加工業者等に対してメリットがあること。 （５）本県の水産業の発展に貢献するもの。 ※ 複数の事業者が申請した場合は、別表 1 に掲げる事業者のうち番号が記載されている順番で優先的に認定する。
5 認定件数	1 年度につき 1 件とする。ただし、予算の範囲内及び認定事業者の実施事業に係る所要見込額により認定件数を増やすことがある。また、審査基準に満たない事業者のみの場合は、認定件数が 0 となることもある。